

| | | | | | | |
|----|-------|--------|--------|----|-----|----|
| 決裁 | センター長 | 副センター長 | 課長・専門役 | 係長 | 担当者 | 係員 |
| | | | | | | |

淀川河川公園 公園一時使用届

令和 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

住 所
氏 名
(団体名)
電 話
(当日、連絡のつく番号を記載)
F A X

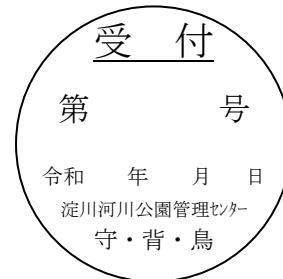
下記の通り使用を希望するのでお届けします

記

- 場 所 地区 (別添図の区域)
- 目 的
- 内容及び人数 (詳細を記載。別紙があればその旨記載)
- 使用日時 年 月 日 () 日間
(3か月先、計5日間まで)
時 分～ 時 分 使用人数 人
- 仮設物 (タープ・テント等、他の公園利用者の妨げになる恐れのあるものがあれば記載。概ね20㎡まで)
- 別紙『「淀川河川公園 公園一時使用届」届出に際しての注意事項』記載内容を厳守します。

届出者氏名(自署)

受 付 者



「公園一時使用届」

届出に際しての注意事項

- 届出者は本紙記載内容を理解し、届出内容参加者にも周知すること。
 - 届出者は次の内容を前提としたことを承知したうえで公園管理者へ届出する。
 - (1)団体使用や日常的でない公園使用の把握、緊急時の対応を速やかにすること等を目的としており、場所の予約や確保、内容の許可ではない。
 - (2)届出場所の排他的・独占的・優先的使用を認めるものではない。
 - (3)営業を目的とした行為は行えない。
 - 次に示すような場合、届出受理後でも受理の取り消し、実施の中止を指示することがある。
また、以降の届出や許可申請を受理しないことがある。
 - (1)届出内容に偽りがあった場合、不正な手段により受理を受けた場合。
 - (2)本紙記載内容である注意事項を守らない場合。
 - (3)都市公園法、都市公園法に基づく規定、またはその他法令等に違反した場合。
 - (4)公園の保全、または公園利用者に支障が生じた場合。
 - (5)公園の運営上、または公益上やむを得ない必要が生じた場合。
 - (6)届出者および届出内容参加者に“暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律”第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員等に該当する場合や、その他反社会的勢力に属する者がいると認められる場合。
 - 公園利用者に迷惑をかけないように留意すること。また、次の内容を順守すること。
 - (1)公園利用者の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
 - (2)公園を損傷し、汚損するなど公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
 - (3)公園の風致及び美観や、その他公園としての機能を害しないこと。
 - (4)公序良俗に反することがないこと。
 - 受理された届出内容の事項を変更しようとするときは、公園管理者の確認を仰ぐこと。
 - 届出期間が満了したときは公園を直ちに原状を回復すること。なお、早急な原状回復が困難な場合は、公園管理者の指示に従い必要な措置をとること。また、施設等の損傷・汚損・滅失した場合は、これを修理等で現状回復、または損傷を賠償すること。
 - 事故が発生、またはその恐れがあると判断される場合は、速やかに公園利用者の安全を図るとともに、公園管理者へ報告を行うこと。また、一切を届出者の責任において処理すること。
 - 当該催しにより生じたゴミは催し終了後、責任をもって処理すること。
 - 拡声器等、音を増幅する装置類や発電機を使用する場合や演奏等で大きな音や光を発する場合、もしくは電波等が発する場合は届出書面内に記載し、公園管理者の指示に従うこと。
- 10.各団体等において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の事項を遵守すること。
 - (1)風邪等の症状があり、体調不良を感じられる方の外出は控えていただく。
 - (2)可能な限りの感染症対策（マスク着用、手洗い・うがいの徹底等）に努めていただく。
 - (3)他の一般来園者とは、最低2m以上離れて活動していただく。
 - (4)団体活動を行い、その参加者に新型コロナウイルス感染が確認された場合、速やかに自治体による聞き取り調査（団体名・参加者リスト・連絡先・開催概要・場所等の聞き取り）に全面的に協力していただく。
- 11.その他内容について、届出時もしくは届出内容実施時に公園管理者の指示があれば従うこと。